**①競業及び利益相反取引に係る承認時の例**

理　事　会　決　議　録

１．日　　時　　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分

２．場　　所　　　○○市○○町○○番地　　○○会議室

３．理事定数　　　○名

４．理事総数　　　○名

５．出席者　　　　○名

　　　　　理事　氏名　○○　○○，○○　○○，○○　○○,

○○　○○,　○○　○○，○○　○○

　　　　　監事　氏名　○○　○○，○○　○○

書面表決書提出者　○○　○○，

　上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

１．議案（例）【決議事項】

　　第１号議案　〇〇理事の学校法人〇〇（社会福祉法人〇〇）理事長への就任の件

　　第２号議案　〇〇理事の利益相反取引（（例）委託契約等）に係る承認の件

　　第３号議案　〇〇理事の利益相反取引（（例）売買契約等）に係る承認の件

２．議案の経過及びその結果

　・　○○時○○分、寄附行為第○条の規定により理事長○○○○は議長となり、開会を宣言して審議に入った。

【決議事項】

第１号議案について

議長より、理事〇〇氏が本年○月○日開催の学校法人〇〇(社会福祉法人〇〇)の理事会において、同法人の理事長に就任する予定である旨の報告があった。同法人の事業内容は、下記のとおり当法人と競合しているため、私立学校法第４０条の５により準用する一般社団・財団法人法第８４条第１項及び寄附行為第〇条の規定に基づき、本件兼任の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は、以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

なお、理事〇〇氏は、当決議について特別の利害関係を有するので、議決には加わらなかった。

記

　　　　　　　１　兼任先　　　　大阪府〇〇市〇〇町１丁目１番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人〇〇（社会福祉法人〇〇）

　　　　　　　２　主な事業内容　〇〇幼稚園（〇〇認定こども園）の運営

　　　　　　　３　就任期間　　　令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　延長の際は、別途当理事会へ兼任の承認を諮る

　　　　　　　４　その他　　　　（略）

　（第１号議案に対する理事の賛否について）

　　　〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、

〇〇理事は反対、〇〇理事は反対、〇〇理事は議決には不参加

第２号議案について

議長より、私立学校法第４０条の５により準用する一般社団・財団法人法第８４条第１項及び寄附行為第○条の規定に基づき、理事〇〇氏が代表を務める株式会社〇〇（会社・事務所〇〇）との間で業務委託契約（その他の〇〇契約）による取引を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

なお、理事〇〇氏は、当決議について特別の利害関係を有するので、議決には加わらなかった。

記

　　　　　　　　１　取引の相手方　大阪府〇〇市〇〇町１丁目１番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社〇〇（会社・事務所〇〇）

　　　　　　　　２　取引内容　　　（例）事務委託契約、講師指導契約

　　　　　　　　３　契約期間　　　令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　契約更新の際は、別途当理事会へ取引の承認を諮る

　　　　　　　　４　契約金額　　　月額 金〇〇円（年額 金〇〇円）

　　　　　　　　５　その他　　　　（略）

（第２号議案に対する理事の賛否について）

　　　〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、

〇〇理事は反対、〇〇理事は反対、〇〇理事は議決には不参加

第３号議案について

議長より、私立学校法第４０条の５により準用する一般社団・財団法人法第８４条第１項及び寄附行為第○条の規定に基づき、当法人が所有する不動産（土地・建物）を、当法人より理事〇〇氏へ売却を行うことについて、取引の内容等について下記のとおり開示し、本件取引の承認をしたい旨諮ったところ理事それぞれの賛否意思は以下のとおりとなった。過半数を超える賛成を得たため、これを承認可決した。

なお、理事〇〇氏は、当決議について特別の利害関係を有するので、議決には加わらなかった。

記

　　　　　　　１　取引の相手方　大阪府〇〇市〇〇町１丁目１番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　理事〇〇氏

　　　　　　　２　取引内容　　　（例）土地売買契約

　　　　　　　３　契約予定日　　令和〇年〇月〇日

　　　　　　　４　契約金額　　　金〇〇円

　　　　　　　５　その他　　　　（略）

　（第３号議案に対する理事の賛否について）

　　　〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、〇〇理事は賛成、

〇〇理事は反対、〇〇理事は反対、〇〇理事は議決には不参加

【報告事項】

　　　※予め理事会の承認を得て、理事が利益相反取引を行った場合は、遅滞なく、

当該取引について重要な事実を開示した上で、理事会へ報告を行ってください。

議長は議事終了の旨を告げ、○○時○○分散会した。

上記決議のあったことを証するため本議事録を作成し、議長および議事録署名人において次に署名押印する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

署名人

　　議長　　　　　　　　○○○○　　印

　　署名理事　　　　　　○○○○　　印

○○○○　　印

**②役員改選時の例**

理　事　会　決　議　録

１．日　　時　　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分

１．場　　所　　　○○市○○町○○番地　　○○会議室

１．理事定数　　　○名

１．理事総数　　　○名

１．出席者　　　　○名

　　　　　　理事　　氏名　　　　○○　○○，　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　監事　　氏名　　　　○○　○○，　○○　○○

書面表決書提出者　　○○　○○，

　　　　上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

１．議案（例）　第１号議案　寄附行為第○条第○項第○号理事の任期満了に伴う　　　　　　　　　　　　　　　　後任理事選任の件

　　　　　　　　　第２号議案　　寄附行為第○条第○項第○号・○号及び○号評議員の任期満了に伴う後任評議員の推薦及び選任の件

１．議案の経過及びその結果

　・　○○時○○分、寄附行為第○条の規定により理事長○○○○は議長となり、

開会を宣言して審議に入った。

第１号議案について

　　　議長より、本年○月○日に寄附行為第○条第○項第○号の規定による理事の任期が満了すると説明がなされ、協議を重ねた結果、現理事○○○○氏、○○○○氏及び○○○○氏の再任と新たに○○○○理事（議長）より○○○○氏の推薦があり、諮ったところ全員異議なく新理事に選任した。

　第２号議案について

　　　議長より、本年○月○日に寄附行為第○条第○項第○号・○号及び○号の規定による評議員の任期が満了すると説明がなされ、協議を重ねた結果、同条同項○号の推薦には○○○○氏、同条同項○号には○○○○氏の選任及び同条同項○号には○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏・・・再任と新たに○○○○氏、○○○○氏・・・・の選任の提案あり、諮ったところ全員異議なく可決した。

議長は議事終了の旨を告げ、○○時○○分散会した。

上記決議のあったことを証するため本議事録を作成し、議長および議事録署名人において次に署名押印する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

署名人

　　議長　　　　　　　　○○○○　　印

　　署名理事　　　　　　○○○○　　印

○○○○　　印

**③役員改選時の例**

評　議　員　会　決　議　録

１．日　　　時　　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分

１．場　　　所　　　○○市○○町○○番地　　○○会議室

１．評議員定数　　　○名

１．評議員総数　　　○名

１．出席者　　　　　○名

　　　　　　評議員　　氏名　　　○○　○○，　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　書面表決書提出者　　○○　○○，

　　　　上記のとおり出席があったので、本評議員は適法に成立した。

１．議案（例）　第１号議案　寄附行為第○条第○項第○号理事の任期満了に伴う　　　　　　　　　　　　　　　　後任理事選任の件

　　　　　　　　　第２号議案　　寄附行為第○条第○項第○号・○号及び○号評議員の任期満了に伴う後任評議員の推薦及び選任の件

　　　　　　　　　第３号議案　寄附行為第○条監事の任期満了に伴う後任監事の選任の件

１．議案の経過及びその結果

　　　○○時○○分、互選により（又は寄附行為第○条の規定により）○○○○議長となり、

開会を宣言して審議に入った。

　　第１号議案について

　　　議長より、本年○月○日に寄附行為第○条第○項第○号の規定による理事の任期が満了すると説明がなされ、協議を重ねた結果、現理事○○○○氏、○○○○氏及び○○○○氏の再任と新たに○○○○理事（議長）より○○○○氏の推薦があり、諮ったところ全員異議なく可決した。

　　第２号議案について

　　　議長より、本年○月○日に寄附行為第○条第○項第○号の規定による評議員の任期が満了すると説明がなされ、先の理事会で推薦された○○○○氏の再任の選任の提案あり、諮ったところ全員異議なく新評議員を選任した。

　　第３号議案について

　　　議長より、本年○月○日に寄附行為第○条の規定による監事の任期が満了すると説明が

　　　なされ、協議を重ねた結果、現監事○○○○氏と新たに○○○○○氏の推薦があり、諮ったところ全員異議なく推薦を同意した。

　　　よって、寄附行為第○条の規定の規定により理事長は、監事○○○○氏と新たに○○○○○氏を新監事に選任した。

　（例）なお、議長により寄附行為第○条の規定に基づき本日の議事録の署名人について全員に意見を求めたところ、○○○○、○○○○の○名に決定したので、上記の決議のあったことを証するため、本決議録を作成し、議長及び議事録署名人において、次に自署押印する。

　　年　　月　　日

署名人

　　議長　　　　　　　　○○○○　　印

　　署名評議員　　　　　○○○○　　印

○○○○　　印

**④役員改選時の例（新理事選任後）**

理　事　会　決　議　録

１．日　　時　　　○○年○○月○○日（○）　○○時○○分

１．場　　所　　　○○市○○町○○番地　　○○会議室

１．理事定数　　　○名

１．理事総数　　　○名

１．出席者　　　　○名

　　　　　　理事　　氏名　　　　○○　○○，　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　○○　○○　　○○　○○，　○○　○○

　　　　　　監事　　氏名　　　　○○　○○，　○○　○○

書面表決書提出者　　○○　○○，

　　　　上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

１．議案　　　　　第１号議案　寄附行為第○条第○項の理事長の選任の件

　　　　　　　　　第２号議案　理事長職務代理者選任の件

１．議案の経過及びその結果

　・　○○時○○分、互選により（又は寄附行為第○条の規定により）○○○○議長となり、

開会を宣言して審議に入った。

第１号議案について

　　　議長より、寄附行為第○条の規定により新理事が選任されたので、理事長の選任を諮りたい旨説明があり、議長が理事長との声がかかり、協議を重ねた結果、現理事長○○○○氏が新理事長に選任した。

第２号議案について

　　　議長より、寄附行為第○条の規定により、理事長職務代理者の選任を諮りたい旨説明があり、審議を求めたところ満場一致で、○○○○氏を理事長職務代理者に選任した。

議長は議事終了の旨を告げ、○○時○○分散会した。

上記決議のあったことを証するため本議事録を作成し、議長および議事録署名人において次に署名押印する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

署名人

　　議長　　　　　　　　○○○○　　印

　　署名理事　　　　　　○○○○　　印

○○○○　　印

**【　競業及び利益相反取引の制限について　】**

(関係規定：私立学校法第40条の5において準用する一般社団・財団法人第84条及び第92条)

**理事（※）は、競業及び利益相反取引をしようとするときは、理事会において、**

**当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。**

**また、取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を**

**理事会に報告しなければなりません。**

**（※理事長に限らず、全ての理事が適用対象となります。）**

◆**「競業」**とは…理事が個人として又は会社等の代表者として、学校法人と競合する事業を

行うことであり、教育研究事業のみならず、収益事業も対象となります。

◆次のような場合にも「競業」となる可能性があるため、例えば、年度当初や理事の就任時等

において、理事会での包括的承認の仕組みを検討することが望ましいとされています。

（例）　・理事が他の学校法人の理事を兼ねて業務を行う場合

・理事が他の学校法人の教員を兼ねて業務を行う場合

　　　　　　　　　　・収益事業を行っている理事が、他の企業等で同種の事業を行う場合　　　等

　◆**「利益相反取引」**とは…理事との売買取引や理事の債務保証等が代表的なものです。

「利益相反取引」により学校法人に損害を与えた場合には、

その利益相反取引に賛成した理事等も損害賠償責任を負うことに

なりますので、議事録に賛否を明確に残しておくことが必要です。

（例）　・学校法人の業務のために、理事が所有する不動産(土地、建物)を

学校法人が賃貸借する場合

・学校法人が所有する車両を理事に売却する場合

　　　　　　　　　　　　　・学校法人の業務のために、理事から資金を借入する（担保、利息が生じるもの）場合

・学校法人が理事の債務保証又は債務引受を行う場合

　　　　　　　　　　　　　・学校法人の理事が他の企業・事務所等を経営する場合に、

学校法人が当該企業・事務所等へ業務委託（事務委託）を行う場合や

顧問契約を締結する場合

　　　　　　　　　　　　　・学校法人の理事が医療法人の理事長を兼ねる場合で、学校法人が、

園児・児童・生徒の健康診断を当該医療法人に委託する場合　　　　　　　等

　◆その他の留意点

※１　「利益相反取引」（例．理事長個人と学校法人との契約等）に関する所轄庁による

特別代理人の選任は、今後は不要です。

※２　**理事会の議決参与制限　（私立学校法第36条）**

理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

（議決、議事について、一時退席などにより参加の制限が必要です）

　　　　　　　　→「利益相反取引の承認」はこの規定に該当し、当事者となる理事は議決に参加できません。

　◆ＦＡＱ

　　　　　Ｑ　　理事が、他の学校法人の理事を兼ねることについては「競業」となる可能性があるか。

理事会の承認が必要な範囲はどこまでか。

　　　　　Ａ　　理事が他の学校法人の理事を兼務することが直ちに競業取引となるものではありませんが、

当該理事が他の学校法人の理事として取引を行った場合は競業取引に該当する可能性が

あります。

　　　　　　　　このため、他の学校法人の理事として業務執行を行うことについて理事会の承認を

得ておくことが望ましいと考えられます。

　　　　　Ｑ　　「競業」について、学校法人の理事が、他の学校法人の理事に就任する場合には、

その旨をそれぞれの理事会で説明し承認を受けるとともに、

そのことを議事録に明記するとの解釈でよいか。

議事録には理事が兼務する学校法人名を記載する必要はあるか。

　　　　　Ａ　 そのような手続きを経ていただくということで差し支えありません。

なお、議決内容は、具体的に議事録へ記載する必要があるため、兼務する学校法人名も

全て記載するようにしてください。

Ｑ　　利益相反取引に該当する場合、理事会の承認が必要だが、理事会の承認を欠いた場合の

取引の効果はどうなるか。

　　　　 Ａ 理事会の事前の承認を得ずに行われた利益相反取引については無効となりますが、

第三者に対しては、その者の悪意を証明しなければ悪意を主張できない（相対的無効）ものと

解されています。

　　　　　　　 なお、当該取引について、事後に理事会の承認を得た場合には、遡って有効となるものと

解されています。

　　　　 Ｑ　　競業や利益相反取引について、理事が他の学校法人の理事を兼ねている場合、

どういったタイミングで理事会に諮る必要があるのか。

　　　　Ａ　　　理事会に諮るタイミングは、各学校法人の判断になりますが、①毎年の定例理事会、

②新しい理事が選任される場合、③任期途中で新たに他の職を兼ねることとなった場合、

④他の職の契約更新・改定時　などがタイミングとして考えられます。